

公立大学法人秋田公立美術大学理事長の任期および選考等に関する規程

平成25年4月1日
規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学定款（以下「定款」という。）第10条第8項および第12条第1項の規定に基づき、秋田公立美術大学の学長となる公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の任期、選考および解任の手続等に関し、必要な事項を定める。

(理事長候補者の資格)

第2条 理事長の候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力および法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

(任期)

第3条 理事長の任期は4年とし、再任されることができる。

(選考時期)

第4条 理事長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。

2 理事長の選考は、前項第1号に該当する場合は任期が満了する日の1か月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合は速やかに行う。

(理事長候補者)

第5条 理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次に掲げる者を理事長候補者とする。

- (1) 経営審議会から選考会議に対して書面で推薦された2人以内の者
- (2) 教育研究審議会から選考会議に対して書面で推薦された2人以内の者
- (3) 自ら立候補した者（法人の役員（監事を除く。）および大学の専任教員から5人以上の賛同者を得た者に限る。）
- (4) 選考会議の委員2人以上から選考会議に対して書面で推薦された者（選考方法）

第6条 選考会議は、前条各号の理事長候補者に、理事長就任の意思を確認するものとする。

2 選考会議は、理事長就任の意思がある理事長の候補者から理事長を選考する。

（選考結果の通知）

第7条 選考会議は、選考結果を理事長に通知する。

（解任の申出）

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長の解任を市長に申し出ることができる。ただし、理事長の解任の申出に当たっては、公立大学法人秋田公立美術大学理事長選考会議規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第32号。以下「選考会議規程」という。）第7条第2項の規定にかかわらず、委員の総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

- (1) 理事長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 理事長に職務上の義務違反があるとき。
- (3) 理事長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき。

（解任請求等）

第9条 選考会議は、前条各号に該当するおそれがある場合には解任について審議を行うことができるほか、次に掲げる解任の請求があった場合においても、速やかに審議を行う。

- (1) 経営審議会又は教育研究審議会が、理事長の解任の請求を議決し、選考会議に対して、解任すべき理由を付した書面により解任の請求をしたとき。
- (2) 法人の役員、大学の常勤の教員および常勤の職員の3分の1以上に当たる者が、選考会議に対して、解任すべき理由を付した書面により解任の請求をしたとき。
- (3) 選考会議の委員総数の3分の1以上に当たる者が、選考会議に対して、解任すべき理由を付した書面により解任の請求をしたとき。

(意見陳述の機会の付与)

第10条 選考会議は、前条の審議にあたり、理事長に意見陳述の機会を与えるなければならない。

(審議結果の通知)

第11条 選考会議は、解任に関する審議の結果を理事長に通知する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。ただし、この場合の議事は、選考会議規程第7条第2項の規定にかかわらず、委員の総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、理事長の任期、選考および解任手続きに関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(短期大学理事長選考会議)
- 2 第1条に規定するもののほか、定款附則第6項に規定する短期大学理事長選考会議の選考に関し、第2条および第4条から第7条までの規定は、短期大学理事長選考会議の選考に準用する。この場合において、第5条第2項中「教育研究審議会」とあるのは「短期大学の教育研究審議会」と読み替えるものとする。

